

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループでは「食文化のゆとりと夢の創造」を基本理念として、株主を始め、得意先、仕入先、従業員、地域社会といったステークホルダーの期待に応え、日本の文化や生活の向上に貢献していくことを、経営理念に掲げております。

この理念を実現する為に、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の課題のひとつであると捉え、企業理念・法令遵守を徹底しつつ、競争力のある効率的な経営により、継続的な発展を目指し、社会的責任を果たしてまいります。

また、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するように、当社と利害関係のない社外取締役を独立役員として確保することによって、監督・監査の実効性を高めてまいりますと同時に、「グループ行動規範」を定め、体制・制度の見直しを進めて、透明性のある公正な体制を確立していく所存であります。

当社は、2021年6月24日開催の第49回定時株主総会での決議・承認を得て、監査等委員会設置会社へ移行しました。委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会が、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を担い、経営に関する意思決定の合理性の強化と透明性の高い経営を実現するとともに、意思決定の迅速化を可能とすることで、国内外のステークホルダーの期待に、よりの確に応える体制を構築いたします。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由] 更新

[補充原則1-2④]

議決権電子行使プラットフォームについては、現在の株主構成及び十分な議決権行使率を鑑み利用を見合わせております。今後、機関投資家及び海外投資家の比率等の推移を踏まえつつ、必要なコストなども勘案して、導入を検討してまいります。

また、招集通知の英訳についても、現在の株主構成において海外投資家の比率等が低い状況にあることから実施しておりません。今後、海外投資家の比率等の推移を踏まえつつ、必要なコストなども勘案して、招集通知の英訳を検討してまいります。

[補充原則2-5①]

当社は、従業員等が不利益を被る危険を無くすために、内部通報規程を制定し、社内の相談窓口として、総務人事部と常勤監査等委員にしております。

経営陣から独立した窓口を設置することについては今後の検討課題といたします。

[補充原則3-1②]

当社は、現時点で英文の情報開示を行っておりませんが、今後は海外投資家の状況を踏まえて、英訳での情報開示について検討してまいります。

[補充原則4-1②]

当社は、中期経営計画を、開示いたしておりませんが、中期経営計画を達成するために、進捗状況を分析するとともに、市場環境や競争環境等を踏まえ、見直しを行っております。また、経営計画における重要な課題とその取り組み内容については、株主総会等で説明を行っています。

[補充原則4-1③]

当社は、最高経営責任者等の後継者の育成については重要な経営課題と認識しておりますが、現状、後継者計画及び後継者候補の育成について十分な議論がなされておらず、今後、後継者計画の策定について、取締役会において議論を重ねてまいります。

[原則4-2. 取締役会の役割・責務(2)]

当社取締役会は経営陣幹部から提案された決議すべき事項等について、その理由や背景事情等について十分な情報を収集・分析を行い、社外取締役からの意見も取り入れることで、迅速に意思決定を行うことに努めております。なお、取締役の報酬については、現在、確定報酬のみであります。今後、インセンティブ付きを行うかどうか十分に検討してまいります。

[補充原則4-2①]

当社では、継続的な企業価値向上に資するよう、また、業務執行・経営監督の機能に応じて、それぞれが適切に発揮されるよう役員報酬制度を定めております。当社の役員報酬制度の基本的な考え方は、以下のとおりであります。

報酬の水準については社会情勢並びに当社役員が担うべき機能・役割に応じた水準とするとともに、会社の業績や経営内容を考慮し、一般的な常識水準を逸脱しない額にすることとしております。

現在は、確定報酬のみですが、今後、経営陣の報酬が持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能する報酬体系を検討してまいります。

[補充原則4-2②]

当社は、持続的な企業価値の向上に向け、サステナビリティを巡る取組みに関する基本方針策定の検討を進めてまいります。

また、事業ポートフォリオに関しては企業の持続的な成長に資するよう、取締役会が中心となって基本的な方針を整備し、戦略の実行においても実効的な監督に努めてまいります。

[補充原則5-2①]

当社は、中期経営計画の策定に合わせて、事業ポートフォリオに関する基本的な方針を整備し、開示できるよう努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4. 政策保有株式】

当社は、純投資株式以外で取引関係の維持強化のため直接保有することを目的とする投資株式を政策保有株式に区分しております。

当社は、政策保有株式について、株式保有リスクの抑制や資本の効率性への対応等の観点から、取引先企業との十分な対話を経た上で、成長性、収益性、取引関係強化等の、当社の企業価値向上に資することを取締役会で検証し、保有の妥当性が認められない場合には、取引先企業の十分な理解を得た上で、残高削減に努めております。

また、政策保有株式に係る議決権の行使については、提案されている議案が、株主価値の毀損につながるものでないかを確認し、投資先企業の状況等を勘案した上で、賛否を判断し、適切に議決権を行使いたします。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社は、関連当事者間の取引が発生する場合には、事前に取締役会にて取引の合理性と取引条件の妥当性について十分に検討し、取引の可否について審議・決議することとしております。また、関連当事者間取引の有無について、監査等委員会等から、毎年書面にて確認を行うことで監視しており、開示すべき重要な取引については、有価証券報告書等に取り内容を開示しております。

【補充原則2-4①】

当社は、社会が大きく変容していく中で、従業員の成長や自己実現・健康を重視し、多様な人材が活躍できる仕組み・風土構築を通じて、働きがいのある企業文化の向上が極めて重要な経営課題と認識しております。

当社は、性別及び国籍にかかわらず、能力に応じた適切な人事制度を導入しており、女性や外国人、中途採用者への管理職への登用等を含む中核人材の多様性の確保を推進するとともに、人材育成や社内環境整備に努めてまいります。

【原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社では、確定給付企業年金および確定拠出企業年金を採用しております。

確定給付企業年金の運用につきましては、日本版スチュワードシップ・コードの受け入れを表明している運用受託機関に委託しており、そのモニタリングについては総務人事部が担当し適切に運用されるよう管理しております。

また、確定給付企業年金の運用委託先より、四半期ごとに、企業年金の運用状況や株式・債券・通貨等の市場動向や国際政治、国内状況等を踏まえた将来予測等について情報収集し、専門知識の向上に努めております。

従業員に対しては、入社時に、確定給付企業年金および確定拠出企業年金の説明を実施し、確定拠出企業年金で資産運用を始めるにあたっての制度の基本的知識や、運用に関する注意事項等を周知しており、社内イントラネットを利用して、必要に応じて、ライフプランを踏まえた、長期投資・継続投資・分散投資の重要性等についての案内を実施し、運用の見直しを促しております。

また、企業年金の受益者と会社との間で利益相反とならないよう、議決権行使等を運用委託先に一任しております。

【原則3-1. 情報開示の充実】

(i)

当社のビジョンや理念は当社ホームページにて開示しておりますが、経営戦略、経営計画につきましては開示しておりません。今後は、中期経営計画を策定し、戦略や経営計画を開示できるよう努めてまいります。

(ii)

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、東京証券取引所のウェブサイトのコーポレートガバナンス報告書にて開示しております。

(iii)

取締役会が経営陣幹部・監査等委員でない取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続につきましては、取締役会の合意のもとに代表取締役に一任しております。今後につきましては、報酬の決定に関わる客観性、妥当性を改善すべく方針と手続を検討してまいります。

(iv)

取締役の指名を行うに当たっての方針・手続については、総合的に判断し指名の手続を行っており、取締役会・監査等委員会において審議、決議後、株主総会に上程します。また、取締役の職務執行に関する懈怠、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な疑義がある場合、並びに健康上の理由から職務の継続が困難となった場合には、当該取締役の解任について、取締役会・監査等委員会において審議、決議後、株主総会に上程します。

(v)

取締役候補者の選任理由につきましては、株主総会招集通知等に個人毎に開示しております。

【補充原則3-1③】

当社は、持続的な企業価値の向上に向け、当社ホームページにてSDGsの取組みを開示しております。

今後は、新たな経営計画等の策定の際に、人的資本および知的財産の投資を含めた、自社のサステナビリティについての取組みを踏まえ、開示情報の充実に努めてまいります。

【補充原則4-1①】

当社取締役会は「取締役会規程」並びに「取締役会規程細則」において、法令で定められた事項をはじめ、経営の基本方針などの重要な業務に関する事項について審議決定することと定めております。

また、経営に関する機能分担を明確にして、権限委譲による意思決定と業務執行の迅速化を図るために、執行役員制度を導入し、各部門を統括する業務執行役員は、取締役会が決定した経営方針および「業務分掌規程」、「職務権限規程」に従い、代表取締役社長の指揮・監督の下で適正な業務執行にあっております。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立判断基準及び資質】

当社は、独立社外取締役の候補者については、会社法及び東京証券取引所の独立性に関する要件に加えて、経営全般や財務会計、法務等の専門領域における豊富な経験や知識を有し、当社の経営課題について積極的に提言・提案や意見を表明することができる人物を候補者に選定しております。

〔補充原則4-10①〕

当社は監査等委員会設置会社であり、独立社外取締役は専門的な知見と豊富な経験を活かし、取締役会における重要な審議・決議事項に対し、適宜意見を述べ、議決権を行使していることから、現時点では独立した諮問委員会は設置しておりません。しかしながら、指名・報酬等の特に重要な事項に関する独立した諮問委員会の設置については、今後の検討課題と認識しております。

〔補充原則4-11①〕

当社の取締役会は、会社経営に精通した社内取締役と、高い専門知識を有した独立社外取締役から構成されており、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模をより意識した体制を構築しております。

今後につきましては、スキル・マトリックスを整備し、開示すべく努めてまいります。

〔補充原則4-11②〕

現状、他の上場会社の役員を兼任している取締役は独立社外取締役1名であり、その兼任先は1社であります。なお、兼任状況については、毎年、株主総会招集通知および有価証券報告書にて開示しており、取締役としての役割・責務を果たすために必要となる時間・労力を確保できる体制となっております。

〔補充原則4-11③〕

当社は、取締役会全体の実効性については、取締役に対する自己評価アンケートの結果を踏まえ、分析・評価を実施した上で、適時開示に努めてまいります。

〔補充原則4-14②〕

当社では、新任の取締役に対して、取締役として遵守すべき法的な義務、責任および事業に関連する各種法令等の情報を提供しております。加えて、取締役に対し、職責や業務上必要な知識の習得や適切な更新等のために、外部機関による研修をはじめとするトレーニングの機会を適宜提供しております。

〔原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針〕

当社は、持続的成長と中長期的な企業価値向上のため、建設的な対話を通して株主や投資家と理解を深め合うことが重要と考えており、定時株主総会の他に株主や投資家の皆様との個別対話(随時面談)や、当社ウェブサイトを通じた情報発信を行っています。

今後も当社の経営方針、事業内容、業績等をより深く理解していただくために、上記以外の場においても、株主の皆様との対話の施策を株主構成やコスト面を考慮して、実施の是非を検討してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

〔大株主の状況〕 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社 ニシムラ	1,492,000	26.98
ジーエフシー取引先持株会	747,400	13.51
ジーエフシー従業員持株会	246,597	4.45
株式会社 十六銀行	243,000	4.39
株式会社 大垣共立銀行	189,000	3.41
西村 牧子	182,000	3.29
西村 悦郎	170,000	3.07
西村 美枝子	170,000	3.07
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LTD-SINGAPORE BRANCH PRIVATE BANKING DIVISION CLIENT A/C 8221-563114	129,100	2.33
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LIMITED-HONGKONG PRIVATE BANKING DIVISION CLIENT A/C 8028-394841	116,700	2.11

支配株主(親会社を除く)の有無

――

親会社の有無

なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 スタダード
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における (連結) 従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における (連結) 売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
葛西 良亮	弁護士											○
岡田 昌也	公認会計士											○
高橋 克徳	税理士											○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びiのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
葛西 良亮	○	○	独立役員に指定しております。	過去において社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士としての専門的な見識と豊富な経験を当社の経営に生かしていただくため、監査等委員である社外取締役に選任しております。

岡田 昌也	○	○	独立役員に指定しております。	過去において会社の経営に関与したことはありませんが、公認会計士としての資格を持ち、高度な専門的知識を有していることから、当社の取締役会の充実に貢献いただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。
高橋 克徳	○	○	独立役員に指定しております。	過去において会社の経営に関与したことはありませんが、税理士としての資格を持ち、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、当社の取締役会の充実に貢献いただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新	なし
--	----

現在の体制を採用している理由 更新

監査等委員の職務を補助する従業員は特に設けず、監査等委員が補助従業員を必要とするときは、代表取締役社長の承認を得て内部監査部門の従業員の全部又は一部をこれに充てる旨が、内部統制システムの基本方針に明確に謳われております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会と内部監査室は常日頃から恒常的に情報交換を図ることで、効率的な業務監査活動を運営しております。また、監査等委員会と内部監査室は会計監査人である、EY新日本有限責任監査法人と定期的に意見交換会を開催し、業務上や会計上の課題について情報を共有するように努めています。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立社外取締役の候補者については、会社法及び東京証券取引所の独立性に関する要件に加えて、経営全般や財務会計、法務等の専門領域における豊富な経験や知識を有し、当社の経営課題について積極的に提言・提案や意見を表明することができる人物を候補者に選定しております。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役への報酬のあり方も含めて検討中です。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

報酬等の総額 (2022年3月期実績)

- ・取締役(監査等委員を除く) 5名……76,012千円
(うち社外取締役 1名……1,275千円)
- ・取締役(監査等委員) 4名……12,194千円
(うち社外取締役 3名……6,922千円)
- ・監査役 3名……3,400千円
(うち社外監査役 2名……1,081千円)
- ・合計 12名……9,160千円
(うち社外役員 6名……9,278千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬は、当社の企業価値向上に資することを原則とし、透明性及び公平性を確保するため、会社業績と事業計画の進捗状況、各取締役の役位、職責、在任年数に応じて他社水準、従業員給与とのバランスも考慮しながら総合的に勘案して決定することを基本方針としております。具体的には、基本報酬、賞与及び退職慰労金により構成するものであります。

当社の取締役の確定報酬は、基本報酬を月例支給し、それに加えて、賞与を毎年6月に支給するものとしております。また、退職慰労金については、社内規程に基づき、在任役員退職後の最初の株主総会において承認を受けたうえ、当該株主総会後の取締役会において支給時期等について決議するものとしております。

取締役(監査等委員である取締役を除く)の基本報酬は、2021年6月24日開催の第49回定時株主総会において月額総額30,000千円以内と決議されており、透明性及び公平性を確保するため、基本方針に従って決定しております。

なお、当社の取締役の報酬は、確定報酬である基本報酬、賞与及び退職慰労金とその全部を占めております。

取締役(監査等委員である取締役を除く)の個人別の基本報酬及び賞与については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長である西村公一が取締役の個人別の報酬額の内容の決定について委任を受けております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2021年6月24日開催の第49回定時株主総会において月額総額4,000千円以内と決議されており、各監査等委員である取締役の報酬額を協議により決定しております。

[社外取締役のサポート体制]

社外取締役の補佐は総務人事部が担当し、「株主総会」、「取締役会」の連絡事項伝達や資料等の配布を行っており、場合によっては事前説明を実施する等、十分な情報提供を行っております。

[代表取締役社長等を退任した者の状況]

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等					
氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
西村 悦郎	相談役	長年の経験、奥深い知識、幅広い人脈をもとに、当社に対して助言指導を行っております。	非常勤	2011/6/24	1年
元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数		1名			

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、2021年6月24日開催の第49回定時株主総会後、取締役会や監査等委員会を中心に経営の透明性、公正性、遵守性を確保した企業統治体制の構築を目的として、監査等委員会設置会社へ移行しております。監査等委員は監査等委員会のメンバーとして監査の役割を担い、また取締役として取締役会における議決権を有します。監査等委員会は監査等委員ではない取締役の指名・報酬に対する意見陳述権を有し、取締役に対し一定の監督機能を果たします。

取締役会は毎月開催され、業績の進捗管理及び会社経営上の重要事項に関する検討・審議、決議が行われ、迅速な経営上の意思決定及び業務執行ができる経営体制をとっており、一般株主との利益相反が起こることのないよう社外取締役3名を選任しております。また社外取締役は独立役員として指定しております。

監査等委員会は1名の常勤監査等委員と3名の社外取締役の4名から構成され、社外取締役3名は一般株主との利益相反が起こることのないよう独立役員に指定しております。また、常勤監査等委員は取締役会の他、重要な会議への出席も積極的に行い、会計監査人が行う会計監査や内部統制監査へも立会う等、内部監査室とも定期的な情報・意見交換を行うことで緊密な連携を保ち、監査の有効性・効率性を高めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、2021年6月24日開催の第49回定時株主総会後、取締役会や監査等委員会を中心に経営の透明性、公正性、遵守性を確保した企業統治体制の構築を目的として、監査等委員会設置会社へ移行しております。

また、代表取締役社長以下取締役、執行役員などで構成される「経営会議」において、社内の情報の共有化、迅速な意思決定と業務遂行に努めており、取締役会や監査等委員会の監督機能の向上を図り、経営の効率性を高め当社グループのさらなる企業価値の向上を目指すことを目的として、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させるため、本体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知は法定期日前発送に努めるとともに、東京証券取引所及び当社ホームページにて法定期日前開示に努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
IR資料のホームページ掲載	ホームページ上において、IRポリシーに基づき正確な情報開示に努めております。掲載しておりますIR資料といたしましては、決算短信、有価証券（四半期）報告書、年次報告書や株主総会の招集通知等があります。 https://gfc-jp.com/	
IRに関する部署（担当者）の設置	IRに関して専属部署はありませんが、経営企画部にIR担当者を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	行動規範の中で、ステークホルダーの尊重を規定しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

[A] 内部統制システムの整備の状況

<1> 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は「食文化のゆとりと夢の創造」を基本理念とし、株主、取引先、従業員と共に繁栄・発展する企業として社会に貢献することを経営理念としている。その理念の具体化としての当社グループのすべての役員及び従業員が遵守すべきジーエフシーグループ行動規範を定める。
- (2) 取締役会は、グループ行動規範を基に、当社グループにおけるコンプライアンス体制の整備に努め、コンプライアンス関連諸規程の制定、並びにこれら規程遵守の教育及び周知徹底を図る。
- (3) コンプライアンス推進に関する重要方針の決定及び法令違反事件に関する調査、是正措置・再発防止策の実施並びに教育、研修の任にあたるものとしてコンプライアンス委員会を設ける。委員長は代表取締役社長とし、委員は取締役（監査等委員である取締役を除く）・執行役員・従業員のうちから、取締役（監査等委員である取締役を除く）の協議に基づき代表取締役社長が指名して委嘱する。
- (4) 当社グループのすべての取締役（監査等委員である取締役を除く）及び従業員による法令違反若しくは業務遂行上疑義のある行為等の早期発見・是正を目的に内部通報窓口を設置する。
- (5) 当社グループは、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは取引を含めた一切の関わりを持たず、反社会的勢力からの不当要求に対して、毅然とした態度で臨む。万が一不当な要求や妨害行為等が発生した場合には、顧問弁護士、所轄警察署、外部専門機関と密接に連携し、法律に即した対応を行う。

<2> 取締役（監査等委員である取締役を除く）の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書、その他関連情報については、社内規程に従い適切に保管すると共に、必要に応じ閲覧可能な状態を維持する。

<3> 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、当社グループのリスク管理についての規程を策定し、グループ業務の推進に伴う重要な個々のリスクに対しては責任部署を定め、その分掌範囲について責任を持って対応策・予防策を講じる体制をとり、必要な場合には全社に示達する。
- (2) リスク管理委員会は、リスクの確認とその対策等の整備状況について定期的に確認する。
- (3) リスクが顕在化し、重大な損害の発生が予測される場合は、代表取締役社長を対策本部長とする危機管理対策本部を立ち上げる。又、代表取締役社長は取締役に事象の発生、報告及びその過程を報告する。

<4> 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は中期計画を定め、基本戦略を明確にし、年度予算により売上げや利益を設定し、目標達成に向けた経営を実践する。
- (2) 取締役（監査等委員である取締役を除く）の職務の執行の効率性確保のため、取締役会規程、職務分掌規程、その他社内規程を遵守し指揮命令関係等を通じた効率的な職務執行を推進する。
- (3) 取締役（監査等委員である取締役を除く）の職務執行状況の監督並びに重要事項の決定等は、毎月定例取締役会を開催し、これを行う他に、毎月初及び毎週の当社の役員ミーティングの報告の中で問題点の把握検討を行い、効率的に実施する。

<5> 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制、子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- (1) 当社は子会社の業務執行の適正の確保及び連携確保の目的から子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、定期的に当社での報告を義務づける。この報告会には当社の業務執行取締役及び常勤監査等委員が出席する。又、定期の報告会以外にも、重要な事象が発生した場合には、随時報告を義務づける。
- (2) 子会社の経営管理は経営企画部が担当し、子会社から経営状況の報告を受けるとともに、十分な情報交換、意見調整を行い、グループ全体としての経営の効率を確保する。
- (3) 当社グループのすべての取締役（監査等委員である取締役を除く）及び従業員が利用できる内部通報制度を整備するとともに、毎年3月に開催する当社取締役会において、内部通報体制についての評価・点検を実施し、必要に応じて改善を行い、コンプライアンス経営の徹底を図る。

<6> 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項

- (1) 監査等委員の職務を補助する従業員（以下、補助従業員という）は特に設けない。但し、監査等委員が補助従業員を必要とするときは、代表取締役社長の承認を得て内部監査部門の従業員の全部又は一部をこれに充てる。
- (2) 補助従業員は、監査等委員会の職務については監査等委員の指揮命令に従い、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保するものとする。

<7> 当社及び子会社の取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人が当社監査等委員会に報告するための体制、その他当社監査等委員会への報告に関する体制、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員は取締役会のほか、重要な意思決定の過程その他取締役(監査等委員である取締役を除く)の職務の執行状況を把握するため、経営会議その他の重要な会議に出席し、又主要な稟議書その他業務執行に関する資料を閲覧し、意見を述べるができる。
- (2) 当社グループのすべての取締役(監査等委員である取締役を除く)及び従業員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したとき、その他法令定款違反等の事実を発見したときは速やかに監査等委員会に報告する。
- (3) 監査等委員は、コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会に出席し、運用状況等につき報告を受ける。
- (4) 当社グループは、当社監査等委員会に報告を行った当社グループのすべての取締役(監査等委員である取締役を除く)及び従業員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループのすべての取締役(監査等委員である取締役を除く)及び従業員に周知徹底する。
- (5) 当社グループの内部通報制度の担当部署である総務人事部は、当社グループのすべての取締役(監査等委員である取締役を除く)及び従業員からの内部通報の状況について、定期的に監査等委員会に対して、報告をする。
- (6) 監査等委員は、内部監査部門、会計監査人、子会社の監査役とも意見交換をし、監査の実効性を確保する。

<8> 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査等委員がその職務の執行について、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (2) 監査等委員が、弁護士、公認会計士等外部専門家の任用をすることを求めてきた場合、監査等委員会の職務の執行上必要と認めるときは、その費用を負担する。
- (3) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

<9> 財務報告の適正性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の適正性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効且つ適切な提出に向け、内部統制システム構築を行う。又、このシステムが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

[B] リスク管理体制の整備の状況

当社では会社を取り巻く様々なリスクになる事態が生じた時には、代表取締役社長をリーダーとして、迅速かつ適確な対処策を検討する所存であります。また、リスク管理については、平野博史弁護士(平野法律事務所)と顧問契約を締結し、随時、法務案件等を相談し、意見聴取や指導を受けております。

[C] 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

[D] 責任免除の内容の概要

当社は、取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役であった者の責任を法令の限度において、免除することができる旨を定款に定めております。

[E] 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、取締役、執行役員及びそれらの相続人を被保険者として、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。なお、保険料は全額当社が負担しております。その契約内容の概要は、被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟において発生する争訟費用及び損害賠償金等の損害を補填することとしております。ただし、被保険者である取締役及び執行役員が、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

[F] 取締役の定数

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)は10名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款に定めております。

[G] 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

[H] 自己株式の取得の決定機関

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、機動的な資本政策の遂行を目的とするものであります。

[I] 剰余金の配当等の決定機関

当社は、会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨を定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

[J] 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは取引を含めた一切の関わりを持たず、反社会的勢力からの不当要求に対して、毅然とした態度で臨む。万が一不当な要求や妨害行為等が発生した場合には、顧問弁護士、所轄警察署、外部専門機関と密接に連携し、法律に即した対応を行う。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

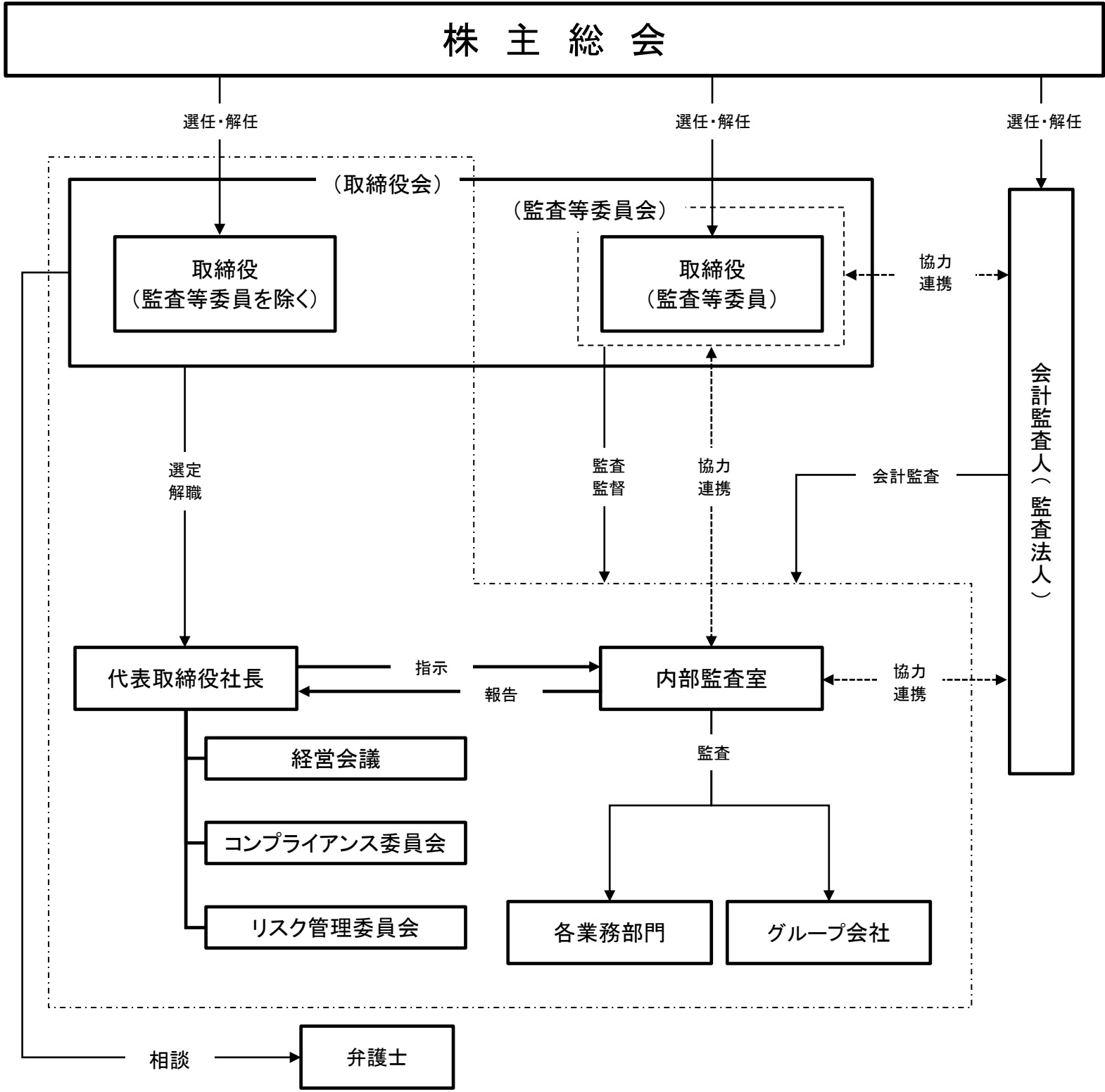
買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

2021年6月24日開催の第49回定時株主総会において、経営に関する意思決定の合理性の強化と、透明性の高い経営を実現することを目的として、定款の所要の変更を行い、委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会設置会社へ移行しました。

【コーポレートガバナンス体制の模式図】



【適時開示組織図】

